



発行 新潟県

第 39 号

令和3年5月21日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 673 土壤汚染対策法による汚染されている区域の指定（環境対策課）
- 674 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設設置許可申請書の縦覧（廃棄物対策課）
- 675 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 676 保安林の指定予定（治山課）
- 677 保安林の指定（治山課）
- 678 保安林の指定（治山課）
- 679 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 680 管理規程の認可（農地計画課）
- 681 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 682 団体営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 683 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）
- 684 建築基準法による道路位置の指定（建築住宅課）

公 告

- 一般競争入札の実施（人事課）
- 特定調達契約の落札者等（法務文書課）

告 示

◎新潟県告示第673号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和3年5月21日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定する形質変更時要届出区域
燕市吉田鴻巣字ヤケ76番1の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

◎新潟県告示第674号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可及び同法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月21日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
新潟県新潟市北区石動一丁目15番地4
アイビス技建株式会社
代表取締役 善宝 知子

- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所
新潟県新発田市佐々木字大池2840番2 外
- 3 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定する焼却施設並びに同令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
可燃ごみ、不燃ごみ(以上、感染性一般廃棄物(石綿含有一般廃棄物、水銀使用製品一般廃棄物又は水銀含有ばいじん等を除く。)に限る。)
- 5 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず(以上、石綿含有産業廃棄物を除く。)、汚泥(有機性のものに限る。)、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず(以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)、感染性産業廃棄物
- 6 申請年月日
令和2年12月25日
- 7 縦覧場所
新潟県新発田地域振興局
- 8 縦覧期間
告示の日から1月間
- 9 その他
この一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
意見書の提出先 郵便番号957-8511
新発田市豊町3丁目3番2号
新発田地域振興局健康福祉環境部
環境センター環境課

◎新潟県告示第675号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、柏崎市の特定制量器定期検査を次のとおり実施する。

令和3年5月21日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定制量器
計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定制量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月22日(火)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	柏崎市高柳町事務所車庫	柏崎市全域
6月23日(水)		柏崎市西山町事務所車庫	
6月24日(木)	ワークプラザ柏崎		
6月25日(金)			
6月28日(月)			
6月29日(火)			
6月30日(水)			
7月1日(木)			
7月2日(金)			
7月5日(月)			
7月6日(火)			
7月7日から令和	午前9時30分から正午まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者

4年3月15日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日から同月31 日まで及び令和4 年1月3日を除く。	午後1時から3時30分まで	特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省 令第70号)第39条第1項 に規定する特定計量器
---	---------------	-------------	--

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第676号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
令和3年5月21日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県佐渡市小田1013の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第677号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
令和3年5月21日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市柳沢151の2、152の1から152の3まで、153、153の1、154、466、467、482の1、真浦378、570から572まで、574

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第678号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。
令和3年5月21日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林の所在場所

新潟県佐渡市加茂歌代字松尾4915の2

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び佐渡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第679号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の小国町土地改良区の定款の変更を令和3年5月13日認可した。

令和3年5月21日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第680号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第1項の規定により、次のとおり宮口頭首工管理規程を認可した。

令和3年5月21日

新潟県上越地域振興局長

1 管理規程を定めた者の所在及び名称

上越市三和区井ノ口445番地

三和村土地改良区

2 認可年月日

令和3年5月14日

3 認可した管理規程の概要

第1章 総則

第2章 取水、放流およびゲートの操作に関する事項

第3章 点検および整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第5章 雑則

◎新潟県告示第681号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営三和中部第1地区区画整理(経営体育成基盤整備「担い手育成型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月21日

新潟県上越地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年5月24日から令和3年6月18日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び三和区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第682号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和3年5月21日

新潟県十日町地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
十日町市 十日町土地改良区	中条下島	農業用排水施設整備 (基盤整備促進)	令和3年3月16日

◎新潟県告示第683号

道路法(昭和27年法律第180号)第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年5月21日

新潟県柏崎地域振興局長

- 道路の種類及び路線名
一般国道 252号
- 道路の位置
柏崎市大字安田字大坪1941番1から同市大字安田字大坪1942番まで
- 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 柏崎土地改良区理事長
所在 柏崎市三和町8番19号
- 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 管理の期間
令和3年3月5日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第684号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年5月21日

新潟県佐渡地域振興局長

- 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 指定の年月日
令和3年5月12日
- 指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
佐渡市中原字中通り183番14の内、183番10の内、183番11の内	6.00	21.30

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県給与システム用サーバ機器等一式(その4)の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和3年5月21日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

新潟県給与システム用サーバ機器等一式(その4)の借上げ

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年8月31日(火)

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和3年5月21日(金)から令和3年6月4日(金)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 新潟県総務管理部人事課企画調査係(新潟県新潟市中央区新光町4番地1)

(3) 問合せ等 入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和3年7月1日(木) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

(5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。

(6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書(令和3年5月21日(金)以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限る。)を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

- ア 提出期間 令和3年6月21日(月) 午前9時から午後5時まで
- イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部人事課企画調査係
- ウ 提出方法 本人(法人にあっては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。
- エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

- ア 通知日時 令和3年6月29日(火) 午前9時から午後5時まで
- イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額(消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額(1に掲げる新潟県給与システム用サーバ機器等一式(その4)の1か月当たりの賃貸借料をいう。)に110分の100を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)に100分の10に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
- (2) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札
- (3) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の10に相当する額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額(1に掲げる新潟県給与システム用サーバ機器等一式(その4)の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。)に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保

証をした小切手を含む。)とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 暴力団等の排除

ア 誓約書の提出 暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

イ 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(3) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ その他詳細は、入札説明書による。

ウ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

11 Summary

(1) Nature and quantity of products and services to be procured:

Server Devices for salary system

(2) Time and place of bidding:

10:00 a.m. July 1, 2021

Niigata Prefectural Office, Bidding Room

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, JAPAN

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Personnel Division

Department of General Affairs and Management

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata

950-8570, JAPAN

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年5月21日

新潟県知事 花角 英世

1 調達件名及び数量

新潟県公文書管理システム構築・保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県総務管理部法務文書課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 落札者決定日

令和3年4月20日

4 落札者の氏名及び住所

富士電機株式会社

東京都品川区大崎1-11-2

5 落札金額

180,400,000円

6 契約の相手方を決定した手續

総合評価一般競争入札

- 7 入札公告日
令和3年3月5日
- 8 落札方式
技術点及び価格点の和が最高の者